

会 議 記 録 (案)

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	令和2年度第3回埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会	
開催日時	令和3年2月4日(木) 午前9時30分～午前11時15分	
開催場所	吉川市社会福祉協議会 204会議室	
出席者 ※会長◎ 副会長○	<p>(1) 出席委員(17名)</p> <p>◎真鍋 陸太郎 ○山崎 純子</p> <p>堀切 和代 野田 妙子 牧田 悦子</p> <p>女ヶ沢 健一 小川 幸一 青木 宏之 下田 佳代子</p> <p>伊藤 太佳博(代理 小林 智貴)</p> <p>田中 真殊 藤倉 智弘 関 泰輔(代理 長谷川 友美)</p> <p>萩野 範之 高橋 憲司 初野 尚久 相澤 くるみ</p> <p>(2) 欠席委員(3名)</p> <p>齋藤 秀子 吉田隆彦 櫛渕 由美子</p> <p>(3) 事務局(吉川市)</p> <p>こども福祉部地域福祉課 課長補佐 高尾 匡</p> <p>こども福祉部地域福祉課 主事 石田 貴寛</p> <p>こども福祉部地域福祉課 主事 豊田 彩佳</p>	
次回開催予定日	未定(事務局担当市:松伏町)	
問い合わせ先	<p>吉川市こども福祉部地域福祉課 地域福祉係 豊田</p> <p>電話:048-982-9548(内線1539)</p> <p>メール:chiiki-fukushi@city.yoshikawa.lg.jp</p>	
会議記録	要約筆記	埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条第2項第3号
内容	別紙、会議録のとおり	

1 開 会（9：30～）

埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置規約第8条第2項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。委員総数20名のうち17名が出席しているので、会議が成立することを報告。また、本日の会議における傍聴人は1名であることを報告。

2 あいさつ

- ・真鍋会長より開会のあいさつ
- ・議事に入る前に青木委員より「道路運送改正法に伴う自家用有償旅客運送関係通達の改正等について」説明

【青木委員】当日配布資料に基づき説明

- ・従来の会員区分（身体状況等）イ・ロ・ハ・ニが細分化されイ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・トに変更
- ・登録様式が変更されているため、今回の新規、更新登録団体及び令和2年度実績報告から新様式での提出が必要
→各担当市は提出書類のチェックが必要。

3 議事

【真鍋会長】

（1）新規登録申請について（1団体）

- ・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 更新登録申請のあった 一般社団法人 ひらく の方に入場いただく。

～事業者（ 一般社団法人 ひらく ）入室～

【真鍋会長】 担当市町の越谷市へ概要説明を要求。

【長谷川代理】 資料1に基づき概要説明

【真鍋会長】 今後どのような運送を予定しているのか具体例を挙げながら説明いただきたい。

【事業者】 基本的には生活サポート事業で運送を行う予定のため福祉有償運送のみで行う場面は少ないかもしれない。登録のみをさせていただき、今後は生活サポート事業の中で福祉有償運送を行っていく予定。

- 【真鍋会長】 生活サポート事業についてはすでに越谷市で登録が済んでいるのか。
- 【事業者】 1月15日付で申請が通り、一時預かりや徒歩での外出補助などが行える。派遣による自宅介護援助なども行える。今後、指定が行われ次第さらに車両を使用するの外出援助などを考えている。
- 【真鍋会長】 現在、会員の登録数が30人に対して、運転手が1人ということだが、その辺りは対応ができるのか。
- 【事業者】 はい。今予定されている範囲内であれば大丈夫である。しかし、今後需要が高まることが予想されるため、早急に1名の職員に講習を受けてもらう予定である。車の方も新たな車両も探している。車いすに対応できるようにワゴン車をメインに探している。
- 【真鍋会長】 もう一点、運行管理の体制について、運行管理の責任者の代行以外すべて長谷川様になっている。日々の安全運転の確認についてはどのように行う予定なのか。
- 【事業所】 現在は、まだ一人体制で行うことが見込まれるため安全等については目視をしたものを記載していく。
- 【真鍋会長】 運転前の体調面や飲酒等の有無については、代理の松尾様が点呼を行うことは可能なのか。
- 【事業所】 はい。その点は可能である。
- 【真鍋会長】 委員へ質問を求める。
- 【青木委員】 今の運行管理体制に関連して、事故対応や苦情処理が全部運転手である長谷川さんが行うことになっているため管理体制としてどうなのか。今後運転手の数を増やしていく予定ということでこの点も強化されていくとは思いますが、現在の管理体制では乏しいと思う。もし、松尾さんにサポートしてもらえるのであれば、事故対応や苦情処理は別の人に対応してもらったほうが良い。
別の件で団体の登記のほうは終わっているのか。
- 【事業者】 はい。終わっています。
- 【青木委員】 登記事項証明書の添付がないため、県への提出時には必要。

- 【事業者】 了承。
- 【小林代理】 運転者要件の確認について、今回運転手の長谷川さんほどのような要件にあたるのか。
- 【事業者】 実務者講習を受けている。
- 【小林代理】 それでは、県への提出時には、併せて実務者講習の修了書の提出もお願いしたい。
- 【事業者】 了承。
- 【真鍋会長】 それでは最後になるが私の方から1点、福祉有償に関連する法律が変更されたため、今回の協議では旧様式のまま結構だが、県への提出時は新様式に修正したものを提出願いたい。
- 【青木委員】 今の話で、身体状況ごとの会員数について名簿の数と一致していない。書き間違えだと思うが、その他のその他にも数が記入されているため重複計上になっている。知的障害の方が28名で間違いないか。
- 【事業所】 書き間違えである。知的障害の方が28名で身体障害が2名で間違いない。
- 【小林代理】 今回の間違えでは、同じ人物にチェックの丸が2つ、ついていることが要因と考えられる。今後は主たる要因1つだけに丸をつけていただければいいと思う。
- 【真鍋会長】 今回の新規登録について、登記と実務者講習の写しの提出、及び名簿の修正、運転管理体制の見直しとなるが、運転管理体制の見直しについては今回の登録で修正したものを申請するか。
- 【事業所】 修正したものを提出する。
- 【真鍋会長】 以上の修正をもって私と事務局のほうで確認させていただき、協議が調ったこととしてよいか。
- 【委員一同】 了承。

～事業者（一般社団法人 ひらく）退室～

(2) 更新登録申請について (3 団体)

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 続いて議題2の更新登録について、更新の1件目「特定非営利活動法人 たすけあい・よしかわ 」の方に入場いただく。

～事業者（特定非営利活動法人 たすけあい・よしかわ ）入室～

【真鍋会長】 担当市町の吉川市へ概要説明を要求。

【山崎委員】 資料2に基づき概要説明

【真鍋会長】 今回更新申請ということで、協議が必要な変更は含まれていないということよろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 更新までの期間で事故や苦情はなかったか。

【事業者】 はい。ございません。

【真鍋会長】 では、現在までの運行状況について具体的にどのような運行を行っていたのか説明していただきたい。

【事業者】 予約の電話があり、運転手と利用者をつなぐ。一番は通院だが、買い物や友人と会うといった利用もあった。

【真鍋会長】 委員へ質問を求める。

【青木委員】 持込車両が過半数を超えているが運行前の安全運転の確認については、どのように行っているのか。

【事業者】 当日は、まず事務所に来てもらい事務所には私もしくは代表の野田が常駐しておりますのでその中で疲れていないか、飲酒の有無やランプの確認、出発の際は一言、天気や交通状況に関するアドバイスをを行っている。

【青木委員】 事務所で確認を行っているということよろしいか。

【事業者】 はい、そうです。

【真鍋会長】 ほかに質問を求める。

なければ協議はこれで整ったと判断してよろしいか。また今回福祉有償に関連する法律が改正されたため、名簿や会員の身体状況等の区分など提出の際は新たな様式に修正したものの提出をお願いします。

【委員一同】 了承。

～事業者（ 特定非営利活動法人たすけあい・よしかわ ）退室～

【真鍋会長】 続いて、2団体目の 社会福祉法人 緑の風福祉会 の方に入場いただく。冒頭申し上げた通り、こちらの団体については変更登録申請もされているので変更申請もあわせて行っていただく。

～事業者（ 社会福祉法人 緑の風福祉会 ）入室～

【真鍋会長】 担当市の三郷市へ概要説明を要求。

【高橋委員】 資料2、資料3に基づき概要説明。

【真鍋会長】 まずは更新の状況から伺いたい。更新までの期間で事故や苦情等があったか。

【事業者】 今まで事故、苦情どちらもありません。

【真鍋会長】 どのような運送をしているのか具体例を挙げながら説明いただきたい。

【事業者】 対象は知的障害や肢体障害のある方が多く肢体障害の方については人口透析を行っている方もおり病院に移送している。その他には学校への移送も行っている。距離に関しては大体2 kmで多くて10 km前後である。中には、遠くの病院に行かれる方もいるので20 kmほど移送することもある。

【真鍋会長】 今回変更申請で待機料金を設定されているが、普段の移送で待機が発生することが多いのか。

【事業者】 はい。病院等へ移送した場合、利用者が戻ってくるまでヘルパーの方が車で待機することが多く、その部分だけ無給になってしまっている。利用者の家族も申し訳ないと感じている方も多いため今回設定させていただいた。

【真鍋会長】 別の観点で、安全な運転の確認についてはどのように行っているのか。

【事業者】 基本的には当日支援の開始前に会って確認や指示を行っているが難しい場合は、電話にて当日の体調や飲酒の有無、天候等を考慮した安全運転の指示を行っている。

【真鍋会長】 持ち込み車両の方が、直接利用者の元に行くことは多いのか。

【事業者】 基本的には一度本部の方によってもらうため、利用者の元へ直接行く

ことはほとんどない。

【真鍋会長】 質問を求める。

【真鍋会長】 特に質問等がなければ、このまま更新申請及び変更申請の協議を終了したいと思う。

一点だけ、今回福祉有償に関連する法律が改正されたため、名簿や会員の身体状況等の区分など提出の際は新たな様式に修正したものの提出をお願いします。その点については、担当市の三郷市にお願いします。

【委員一同】 了承。

～事業者（ 社会福祉法人 緑の風福祉会 ）退室～

【真鍋会長】 続いて、3団体目の 社会福祉法人 天恵園 の方に入場いただく。

～事業者（ 社会福祉法人 天恵園 ）入室～

【真鍋会長】 担当市町の越谷市へ概要説明を要求。

【長谷川代理】 資料2に基づき概要説明。

【真鍋会長】 まずは更新の状況から伺いたい。更新までの期間で事故や苦情等があったか。

【事業者】 苦情および事故はございません。

【真鍋会長】 普段の業務についてどのように運送をしているのか具体例を挙げながら説明いただきたい。

【事業者】 学校への移送が一番多い。距離はだいたい6 kmで時間は20分ほどです。

【真鍋会長】 移送を行う上で普段の安全運運転のための確認についてはどのように行っているのか。

【事業者】 車を出す際は、事務所で車の鍵を渡す際に飲酒のチェックや車のランプ、タイヤの空気圧などを確認している。

【真鍋会長】 では、車を出す際は必ず事業所へ立ち寄って確認を行っているということよろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 もう一点だが、生活サポート事業においては年間150時間という制限があるが、実際に制限を超えた場合の移送はあるのか。

【事業所】 実際のところ、生活サポート事業がある市に住んでいる利用者では制限を超えたことはない。生活サポート事業がない松伏町の利用者のみ生活サポートなしの料金で移送している。

【真鍋会長】 基本的には生活サポート事業の制限内で行えているということによろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 質問を求める。

【青木委員】 まず、車両数の30両について所有が20の持込が10で添付されている車検証の数が合わない。所有というのはあくまで天恵園名義の車両なので持込が12になるはず。数があっていない。車両に関して以前も指摘したことがあるかもしれないが、特定非営利活動法人 合 から貸与されている車両について、天恵園と合の関係は？なぜ貸し出しがされているのか。また、運送の対価の申請に関して距離制となっているが、生活サポートを利用しているのであれば基本的に時間制となるはずである。また、生活サポートを利用する場合の初乗り20km300円という料金は、基本料金950円という前提があって付随してガソリン代や車両代として収受している料金ということによろしいのか。これを距離制に位置付けてしまうと他の団体と考え方が合わない。その点は申請書の記載を修正していただく必要があるのではないか。

【真鍋会長】 2点目については、事業所のパンフレットの記載に運送の前後に生活サポートを利用する場合という記載がある、他の事業所は運送中も生活サポートの利用時間とみなすが、今回は運送の前後のみ生活サポート事業の時間とみなし、運送中は生活サポートに含まないということによろしいのか。

【事業者】 はい。成人している方には生活サポートの基本料金である950円をいただき、未成年の方については所得の階層によって金額が異なる。300円についてはヘルパーさんの賃金やガソリン代など必ず車両の使用料金としていただいている。

【真鍋会長】 再度、確認だが生活サポート料金の基本料金である950円をいただき、さらに車両の使用料として300円も必ずもらったうえで20km以後加算されていくということによろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 では、1点目の使用車両について、特定非営利活動法人 合との関係につ

いて以前に事業所にお伺いして両方で車両の借用に関する覚書の作成を依頼したかと思うが、現在のところ作成は行われているのか。

【事業者】 覚書について、上司から話は伺っているが、作成された書類については私のほうで把握ができていないため事業所に戻り後ほど確認をさせていただいてもよろしいか。

【真鍋会長】 それでもかまわないが大事な点は、なぜ法人同士の車を無償で使用できているのか、そこが明確にわからないと運送を続けていくうえで問題である。

【事業者】 内容の答えになっているかはわからないが、合の車両については使用の契約書を今回添付している。

【真鍋会長】 使用車両の契約書については確かに提出されているが、これは事業所と持込車両の使用に関する契約書のため法人同士で車が無償で使用できる理由などはわからない。

【青木委員】 そもそも、他の法人の車両を無償で使用できる理由を知りたい。先ほど、運転手は事業所に一度来て点呼を行っているということだったが、合の車は合の事業所に駐車しているはず。天恵園の事務所に駐車しているわけではないはず。代表者、住所地などが異なる事業所だからこそ疑問がたくさん生まれる。その辺の実態を知りたい。

【事業者】 事務所については現在、天恵園と合は壁を挟んだ隣同士にあり住所地が同じである。車については、福祉有償運送の業務に関しては基本的には天恵園の車両を使用し、足りない場合に合から借りている。また、事業所は現在同一住所で同じ建物内ではあるが、本部自体が別の場所にあり、手続きの関係上このような記載になっている。

【青木委員】 合は福祉有償運送の業務自体は行っていないのか。

【事業者】 合が行っていた業務を天恵園が引き継いで行っている。

【青木委員】 福祉有償運送は行っていないということによろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 今話していただいた内容をまとめたものを任意様式で構わないのでご提出いただきたい。あとは事務所の位置や普段の車の置き場所、安全な運転のための確認についても記載をお願いしたい。

【真鍋会長】 ほかに質問はあるか。

【青木委員】 運送の対価の設定として付随料金はとっているが、基本は時間制の中で生

活サポート利用時と利用なしでわかるる考え方。このままの記載では生活サポートを利用している他団体と異なってしまう。

【真鍋会長】 車両代としての記載ができないため、どのように記述すべきか。このままの記載でいくべきか。もしくは、時間制に修正しその部分に新たに付随料金の記載を行うか。

【小林代理】 対価の申請書については、このままでいいと思うが、利用者に渡すパンフレットには生活サポート料金950円とは別に300円の車両使用料があることを明確に記載してほしい。

【青木委員】 団体の概要説明書についても明確な記載がないため、こちらにも生活サポート料金の950円の他に300円の付随料金が発生することを記述していただきたい。

【真鍋会長】 こちらについては担当市の方でまとめて提出していただいているようなので、担当の越谷市については毎回忘れないように記述をお願いしたい。

【真鍋会長】 そのほか質問等はあるか。
なければ、法人間の関係を記載したものを任意様式で提出していただき、対価の申請書の一部記載を追加してパンフレット等にも記載をお願いしたい。書類の提出をもって私と事務局の方で確認させていただき協議が調ったこととしたい。

【委員一同】 了承。

～事業者（ 社会福祉法人 天恵園 ）退室～

（4）変更報告について

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 こちらについては、2団体の申請があるが、1団体目の緑の風福祉会については先ほど更新登録と併せて協議が済んでいる。

2団体目の青藍会についても、こちらも前回の協議会で内容の確認が済んでいるので書類の提出のみで協議を調ったこととしたい。よろしいか。

【委員一同】 了承。

【真鍋会長】 軽微な変更について事務局に説明を求める。

【事務局】 変更については一覧表のとおり団体から受けている。すべて軽微な届出

に該当し、県または協議会に報告が必要なもの。内容に関しては全て軽微な変更等に該当。

【真鍋会長】 引き続き実績報告をお願いしたい。

(5) 令和2年度上半期実績報告について

・質疑等(要旨)

【真鍋会長】 令和2年度上半期実績報告について事務局へ説明を要求

【事務局】 別紙の資料5に基づき説明。埼玉葛南地区の登録25団体から実績の提出をいただいている。内容については、資料にお示しのとおりとなっている。5団体が輸送実績なしとの報告を受けている。No.12のNPO法人ワーカーズコレクティブ青いそら については、R3.2.13の有効期間満期をもって業務を停止する。当協議会における実績報告資料については、一昨年の協議会において合意をいただいているので、一覧表のみを配布している。説明は以上。

【真鍋会長】 実績が0の団体が5団体。こちらについて担当市の方で説明が必要な団体はあるか。もしくは、委員の皆さんから質問はあるか。なければ進行を事務局にお返しする。

4 その他

【司会】 次第4その他について事務局へ説明を求める。

【事務局】 本日の会議を持って、令和2年度に予定をしていた会議は全て終了となる。なお、次年度の事務局担当市町は松伏町である。

【司会】 質問を求める。

それでは、質問等がないようですので、閉会のことばを山崎副会長に願います。

【山崎委員】 閉会のあいさつ

【司会】 これにて令和2年度第3回埼玉葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会とする。

資料について、事務局から説明があった通り、行政職員以外の方については、机の上に置いたまま退席を求める。

5 閉 会 (1 1 : 1 5)